

【改善報告書 記載要領】

(西予市 長寿介護課)

1 改善報告書の提出

来庁により改善報告を求める場合

・事業所の管理者が直接持参の上、改善内容を報告してください。なお、日程については調整しますので、改善報告書を作成後、ご連絡ください。

郵送等により改善報告を求める場合

・報告期限必着でご郵送ください。

※報告期限までに来庁（郵送）できない、又は管理者だけでは説明できない等の場合は、ご相談ください。

2 記載における注意事項

- ① 「改善を要する事項」欄には、長寿介護課が指摘した事項を記載（要旨可）してください。
- ② 「改善措置した内容」欄には、改善年月日及び改善内容を具体的に記載してください。
- ③ 改善報告書の内容が確認できる書類（勤務形態一覧表や写真等）を、必要に応じて添付してください。
- ④ 改善内容の実施が未来日付となる場合は、改善内容の完了について改めて報告をいただく必要はありませんが、改善報告後に改善年月日又は改善内容が変更となった場合は、後日、改善完了予定日及び改善内容の変更箇所について連絡してください。
- ⑤ 報告書が複数枚になる場合は、改善報告書をコピーする等で対応してください。